平成２９年（フ）第２７１号
神戸市西区神出町東1188番地の275
破産者　ＵＮＣＬＥ　ＨＥＮＲＹ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬこと　長岡　英雄
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２８２号
兵庫県明石市王子２丁目14番３号　西王子荘204号、前住所兵庫県明石市樽屋町11番２号神栄ビル302号
破産者　新宮　正彦
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１５８号
広島県福山市神辺町大字川南513番地２　２―106
破産者　田中　裕一
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１６５号
広島県福山市日吉台２丁目15番５―907号
破産者　濱田　英敏
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第２３７号
愛媛県松山市南久米町453番地19
破産者　日野　　毅
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９０号
愛媛県松山市鴨川３丁目10番23号　アークガーデンＢ
破産者　吉田　竜二
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１０号
愛媛県松山市道後樋又１番４号　石村ハイツ106号
破産者　丹　　唯行
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６４号
高知市高見町196番地２
破産者　中村　文哉
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５３号
熊本市西区城山薬師１丁目８番10号、前住所熊本県上益城郡山都町大見口679番地１
破産者　清島　健之
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１号
大分県竹田市大字戸上727番地
破産者　森下　美鈴
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部破産係

平成３０年（フ）第１７号
宮崎県児湯郡木城町大字椎木4503番地　５号室
破産者　菅　　忍
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６１号
鹿児島県姶良市加治木町西別府697番地、破産開始決定時の住所鹿児島県霧島市隼人町姫城２丁目251番地
破産者　福森　秀敏
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目16番10号　カーサ・フェリーチェ２―１
破産者　水流　達広
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第１号
鹿児島県霧島市隼人町松永１丁目226番地
破産者　寄田　靖代（旧姓渡邉）
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第２号
鹿児島県霧島市隼人町住吉56　ネクステージ201、住民票上の住所鹿児島市吉野町5188番地１
破産者　塩屋　政宏
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第３号
鹿児島県姶良市西餅田295番地３　グランドールＢ105号
破産者　寺前　早苗（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
鹿児島県姶良市平松5411番地１
破産者　中水千代美
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第７１２３号
千葉県習志野市鷺沼台４丁目８―22
破産者　天野　佑哉
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部